

平成二十一年七月十四日受領
答弁第六四〇号

内閣衆質一七一第六四〇号

平成二十一年七月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省と同省所管の各種法人との関係等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省と同省所管の各種法人との関係等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十一年七月三日内閣衆質一七一第六〇一号）一についてでお答えした契約は、いずれも外務省の所掌事務に関する業務を各法人が実施するものである。

二及び四について

先の答弁書（平成二十一年七月三日内閣衆質一七一第六〇一号）一について及び二についてでお答えしたとおり、調査に膨大な作業を要するため、現時点でお答えすることは困難である。

三について

先の答弁書（平成二十一年七月三日内閣衆質一七一第六〇一号）二についてでお答えした契約は、いずれも外務省の所掌事務に関する業務を各法人が実施するものである。なお、これら法人との随意契約を結ぶことになった理由については、一概にお答えすることは困難である。